平成３０年５月１日公表
農林水産省生産局
畜産部畜産振興課

家畜排せつ物法施行状況調査結果
（平成 29 年 12 月 1 日時点）

平成 29 年 12 月 1 日時点における「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）の規定に関する施行状況について、都道府県からの報告を取りまとめた結果の概要を以下のとおり公表する。

１．管理基準（法第３条）への対応状況

（１）管理基準適用対象農家の概況

管理基準適用対象農家数は 45,862 戸であり、全畜産農家数 76,350 戸に占める割合は約 60.1%であった。

（２）管理基準のうち「管理施設の構造設備に関する基準」（以下「構造設備基準」と言う、施行規則第一条第一項第一号）への適合状況

構造設備基準に適合している畜産農家数は 45,856 戸であり、管理基準適用対象農家数 45,862 戸に占める割合は 99.99%であった。

なお、管理基準に適合していない畜産農家数は 6 戸であった。

（３）管理基準のうち「家畜排せつ物の管理の方法に関する基準」（以下「管理方法基準」と言う、施行規則第一条第一項第二号）への対応状況

管理方法基準の遵守について、多くの都道府県において概ね遵守されていたが、排せつ物の発生量等の記録等、取組が不十分な項目もあった。

２．法に基づく行政指導等の実施状況

平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 12 月 1 日までに、法第４条に基づく指導及び助言は 10 戸、法第５条第１項に基づく勧告は１戸の畜産農家に対してそれぞれ実施され、法第５条第２項に基づく命令に至った事例はなかった。

（参考付表）

図　管理基準のうち構造設備基準への対応状況（平成 29 年 12 月 1 日時点）

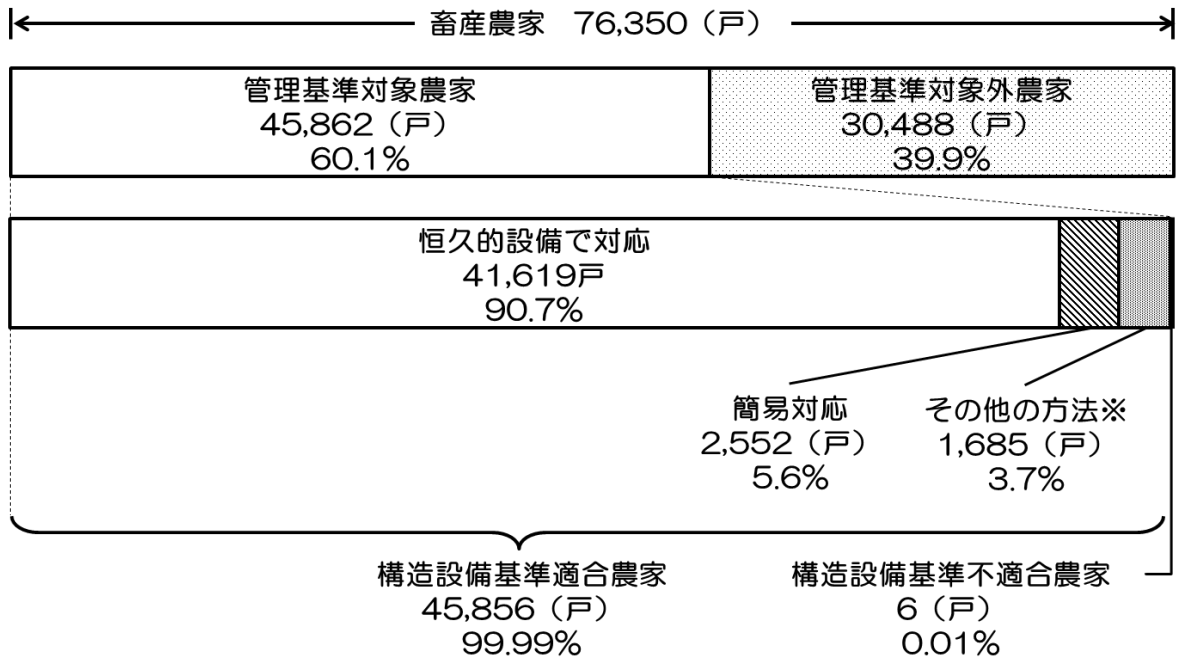

※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

表１　管理基準のうち構造設備基準への対応状況（畜種別）

平成29年12月1日時点

		管理基準対象農家			（B）／（A）
			うち構造設備基準に		
		（戸）（A）	適合（戸）（B）	不適合（戸）	（%）
全　畜　種		45,862	45,856	6	99.99%
畜種別内訳	乳用牛	14,760	14,759	1	99.99%
	肉用牛	21,153	21,150	3	99.99%
	豚	3,782	3,780	2	99.95%
	採卵鶏	2,397	2,397	0	100.00%
	ブロイラー	2,934	2,934	0	100.00%
	馬	836	836	0	100.00%

表２　管理基準のうち管理方法基準に関する遵守状況

単位：該当都道府県数

管理方法基準	全ての対象農家において遵守している	6～9割程度の対象農家が遵守している	6割未満の対象農家が遵守している	遵守できていない
イ　管理施設における家畜排せつ物の管理	19	28	0	0
ロ　管理施設の定期点検	30	17	0	0
ハ　管理施設の遅滞ない修繕	23	24	0	0
ニ　送風装置等の維持管理	26	20	1	0
ホ　家畜排せつ物の発生量、処理方法等の記録	21	19	7	0

表３　法第４条、第５条に基づく行政指導等の実施状況

項目	H28年12月2日～H29年12月1日における実施件数（農家戸数）
第4条に基づく指導及び助言	10
第5条に基づく勧告	1
第5条に基づく命令	0